

## 立正佼成会が帰宅困難者の受入場所に

11月4日、杉並区と立正佼成会（代表役員《理事長》川端健之・かわばたたけし）は、「帰宅困難者一時滞在施設の提供に関する協定」を締結しました。この協定締結は、首都直下地震などの大規模災害の発生時に、帰宅困難者が一時的に滞在するスペースを提供するものです。区内では3番目となる民間施設で、500名ほどの一時滞在看見込んでいます。

東日本大震災が発生した際には、公共交通機関が混乱し、JR線は翌朝まで運行ができませんでした。バスやタクシーに乗って帰宅しようとする人たち、都心や新宿、渋谷方面から徒歩で帰宅しようとする人たち、こうした人たちが杉並区内の駅周辺にあふれる、いわゆる「帰宅困難者」が発生しました。

万が一、首都直下地震が発生すれば、交通網はさらに大きな打撃を受けることが明らかです。平成24年4月に東京都防災会議が公表した首都直下地震による被害想定では、都内では約517万人の帰宅困難者が発生。杉並区でも9万2千人が想定されていて、そのうち1万8千人が周辺施設に入れず、行き場のない帰宅困難者となると予想されています。



東京都が平成24年3月に制定した帰宅困難者対策条例では、帰宅困難者対策として、①一斉帰宅の抑制、②一時滞在施設の確保、③安否確認と情報提供のための体制整備、④混乱収拾後の帰宅支援の4つの取組みを示しています。大規模災害が起きた場合、一時滞在施設では、3日分の水と食料や毛布などを備蓄し、帰宅困難者を受け入れます。1万8千人の帰宅困難者が予想される中、杉並区内には都立杉並高等学校のほかには、民間施設2カ所に各100名の受け入れ枠があるだけで、新たな受け入れ先を見出すのが課題でした。

そうしたところ、杉並区に本部を置く立正佼成会（杉並区和田2-11-1）から、一時滞在施設として、大聖堂と第二団参会館の提供の申し出がありました。その規模は、500人程度となります。また、立正佼成会は、広大な敷地に数多くの施設があります。さらに、隣接する附属病院もあり、周辺一帯が災害時の拠点となることが期待されています。

11月4日午前11時、杉並区長が立正佼成会本部の川端健之理事長を訪ね、帰宅困難者一時滞在施設の提供に関する協定を締結しました。区長は、協定締結にあたり、立正佼成会や附属佼成病院が、日頃から地域と連携して防災訓練に協力していることに感謝を述べるとともに、「いざ災害が発生した時には、被災者支援の拠点として大きな期待をしている」と話していました。

### 【報道機関 問い合わせ先】

危機管理室防災課 電話3312-2111 内線3601